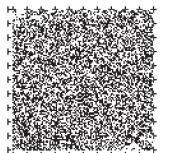


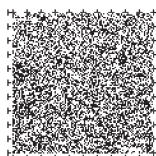
資料



1 府中市障害者計画推進協議会

任期：平成30年7月27日～令和3年3月31日

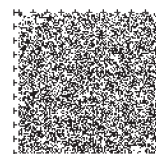
	氏名	選出区分	団体名等
◎	曾根直樹	学識経験を有する者	日本社会事業大学大学院准教授
	藤原里美	学識経験を有する者	明星大学非常勤講師
	岡本直樹	社会福祉関係団体の構成員	自立生活センターC I Lふちゅう
	栗山恵久子	社会福祉関係団体の構成員	府中市手をつなぐ親の会
	鈴木卓郎	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センタープラザ
	高橋美佳	社会福祉関係団体の構成員	地域生活支援センターあけぼの
	小澤輝江	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会 (～平成31年3月)
	伊藤明子	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会 (令和元年5月～令和元年8月)
	野村忠良	社会福祉関係団体の構成員	府中市精神障害者を守る家族会 (令和元年12月～)
○	真鍋美一	社会福祉関係団体の構成員	府中市福祉作業所等連絡協議会
	岩村聡子	社会福祉関係団体の構成員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター (～令和2年3月)
	吉井康之	社会福祉関係団体の構成員	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター (令和2年6月～)
	古寺久仁子	関係行政機関の職員	東京都立多摩療育園 (現東京都立府中療育センター)
	今野ゆかり	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 (～平成31年3月)
	塚本美樹	関係行政機関の職員	府中公共職業安定所 (令和元年5月～)
	村上邦仁子	関係行政機関の職員	多摩府中保健所 (～令和2年3月)
	三輪真美	関係行政機関の職員	多摩府中保健所 (令和2年6月～)
	村山孝	関係行政機関の職員	東京都立府中けやきの森学園
	河井文	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	府中市障害者等地域自立支援協議会 会長



	氏名	選出区分	団体名等
	桑 田 利 重	府中市障害者等地域自立支援協議会の推薦する者	府中市障害者等地域自立支援協議会 副会長
	林 比典子	民生委員	府中市民生委員児童委員協議会
	荻 野 和 仁	公募による市民	公募市民
	渡 邊 信 子	公募による市民	公募市民

(選出区分内で50音順・敬称略)

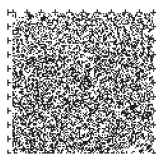
◎会長、○副会長 (団体名等は就任時)



2 検討経過

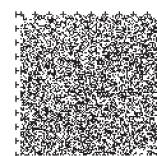
【平成30年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 平成30年 7月27日(金) 午後2時～午後4時 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 委員委嘱 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 会長及び副会長の選出 5 諮問書の伝達 6 議事 (1) 府中市障害者計画推進協議会の概要について (2) 府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて (3) その他	1 平成30年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿 2 府中市障害者計画推進協議会について 3-1 府中市附属機関の設置等に関する条例(抜粋) 3-2 府中市障害者計画推進協議会規則 4 府中市障害者計画推進協議会の会議の公開等について(案) 5 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案(平成30年度～32年度) 【当日配付資料】 1 平成30年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿(差し替え) 2 府中市障害者計画推進協議会について(差し替え) 3-1 府中市附属機関の設置等に関する条例(抜粋)(差し替え) 6 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表
第2回 平成30年 11月14日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第5会議室	1 前回の会議録について 2 進行管理の進め方について 3 障害者計画の進行管理について 4 府中市障害福祉計画(第4期)の進行管理について 5 その他	1 前回会議録(案) 2 進行管理の進め方 3 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 4 障害福祉計画(第4期)進行管理一覧表 【当日配付資料】 5 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案(平成30年度～32年度)
第3回 平成31年 3月20日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 前回の会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 府中市障害福祉計画(第4期)の進行管理について 4 その他	1 前回会議録(案) 2 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案(平成30年度～32年度) 参考資料 府中市障害者計画・府中市障害福祉計画策定のための調査 【当日配付資料】 1 追加資料 前回会議録(訂正部分) 3 追加資料 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表訂正箇所

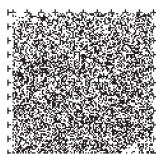


【令和元年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 令和元年 5月15日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 前回の会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理について 4 その他	1 前回会議録(案) 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理一覧表 4 府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【当日配付資料】 2 追加資料 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表(差し替え)
第2回 令和元年 7月31日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第2会議室	1 前回の会議録について 2 障害者計画の進行管理について 3 調査スケジュールについて 4 アンケート調査について (1) 調査票の概要について (2) 調査票(案)について 5. その他	1 前回会議録(案) 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 3 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要(案) 4 障害のある人への調査_調査票(案) 4 修正版 障害のある人への調査_調査票(案) 5 子どもの育ちや発達に関する調査票(案) 6 障害福祉サービス事業所_調査票(案) 6 修正版 障害福祉サービス事業所_調査票(案) 7 障害者福祉団体調査_調査票(案) 参考資料 調査スケジュール(案) 【当日配付資料】 1 修正版 前回会議録(案) 2 追加資料
第3回 令和元年 8月30日(金) 午後2時～午後4時 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室	1 アンケート調査票(案)について 2 その他	1 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要(修正案) 2 障害のある人の調査票(修正案) 3 子どもの育ちや発達に関する調査票(修正案) 【当日配付資料】 1 (修正) 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要(修正案) 2 (修正) 障害のある人の調査票(修正案) 3 (修正) 子どもの育ちや発達に関する調査票(修正案) 参考資料 障害福祉サービスの利用について

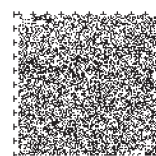


開催日時	検討内容	資料
第4回 令和元年 12月25日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室	1 前々回の会議録について 2 前回の会議録について 3 次期福祉計画策定に向けた福祉エリア(日常生活圏域)の見直しについて 4 アンケート調査結果について (1) 各種調査票の回収率及び単純集計結果について (2) 調査結果速報について 5 その他	1 前々回会議録(案) 2 前回会議録(案) 3 障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)現状データ 4 障害者計画進行管理一覧表 参考資料1 次期福祉計画策定に向けた福祉エリア(日常生活圏域)の見直しについて 参考資料2 各種圏域地図 参考資料3 平成25年度クロス集計結果 【当日配布資料】 5 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査結果速報(抜粋) 5-1 府中市福祉計画策定のための調査 障害福祉分野調査概要・回収結果 5-2 調査1 障害等のある人への調査 単純集計結果 5-3 調査2 子どもの育ちや発達に関する調査 単純集計結果 5-4 調査3 団体調査 単純集計結果 5-5 調査4 障害福祉サービス事業所調査 単純集計結果
第5回 令和2年 1月29日(水) 午後2時～午後4時 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室	1 前回の会議録について 2 障害種類別のクロス集計結果について 3 次期府中市障害者計画の課題と方向について 4 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書(案)について 5 その他	1 前回会議録(案) 2 府中市福祉計画策定のための調査障害福祉分野障害の種類別のクロス集計結果(抜粋)(案) 3 次期府中市障害者計画の課題と方向(案) 【当日配付資料】 1 (修正版) 前回会議録(案) 4 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書(案)

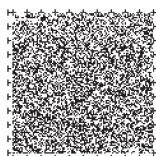


【令和2年度】

開催日時	検討内容	資料
第1回 令和2年 6月29日(月) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 前回の会議録について 2 今年度の協議会スケジュールについて 3 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書(案)について 4 次期府中市障害者計画の課題と方向について 5 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(案) 6 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(案) 7 その他	1 前回の会議録(案) 2 次期府中市障害者計画の課題と方向(案) 3 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(案) 4 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(案) 参考資料2 障害者福祉施策に関する国・東京都の動向【当日配付資料】 5 委員名簿 参考資料1 府中市福祉計画(障害者福祉)調査報告書 参考資料3 府中市がめざす地域共生社会の考え方・次期福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点(案)
第2回 令和2年 7月27日(月) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第5・6会議室	1 前回の会議録について 2 次期府中市障害者計画の課題と方向 3 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(修正案) 4 府中市障害者計画の重点施策(案) 5 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画の体系(案) 6 その他	1 前回の会議録(案) 2-1 次期府中市障害者計画の課題と方向 2-2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(修正案) 3-1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(修正案) 3-2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の基本的考え方(案) 4 府中市障害者計画の重点施策(案) 5 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画の体系案 【当日配布資料】 参考資料1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
第3回 令和2年 8月19日(水) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案) 2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案) 3 その他	1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案) 2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案) 参考資料1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表 【当日配布資料】 1 (修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)計画事業一覧(案) 2 (修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(骨子案)



開催日時	検討内容	資料
第4回 令和2年 9月15日(火) 午後3時～午後5時 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 前々回の会議録について 2 前回の会議録について 3 次期障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)について 4 その他	1 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 令和2年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 3 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案) 【当日配布資料】 1 (修正案) 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)(一部抜粋) 3 (修正案) 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)(一部抜粋)
第5回 令和2年 10月6日(火) 午前10時～正午 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室	1 次期障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)について 2 その他	1 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案) 2 令和2年度第3回府中市障害者計画推進協議会委員意見対応表 3 令和2年度第4回府中市障害者計画推進協議会意見まとめ 【当日配布資料】 1 (修正案) 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)(素案)
第6回 令和2年 11月5日(木) 午後2時～午後4時 府中市役所 第二庁舎3階 会議室	1 前々回の会議録について 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表について 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理一覧表について 4 その他	1 令和2年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案) 2 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表 3 障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)進行管理一覧表 【当日配布資料】 1 (修正案) 令和2年度第4回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)(一部抜粋) 2 (修正案) 障害者計画(平成27年度～32年度)進行管理一覧表



3 用語集

ア行

■愛の手帳 【P 12, 14, 17, 19, 30】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定にもとづいて、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

■新しい生活様式 【P 49, 92】

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言（令和2年5月4日）において、再び感染が拡大しないよう、長丁場に備え、「新しい生活様式」に切り替える必要があるとして、具体的な実践例が示された。実践例では、（1）一人一人の基本的感染対策（感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い等）、（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式（こまめな手洗い・手指の消毒、「3密の回避（密集、密接、密閉）」等）、（3）日常生活の各場面別の生活様式、（4）働き方の新しいスタイルが示されている。

それを踏まえて、東京都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を示している。

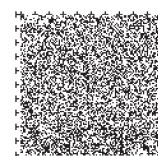
■インクルーシブ教育 【P 49, 50, 57, 59, 93】

障害のある人と障害がない人が共に学ぶことで、お互いの能力を最大限発達させる仕組み。障害者権利条約では、「人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み」と定義され、①障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が要請される。

■NPO (Nonprofit Organization)

【P 43, 74, 82, 87, 133】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人という。



力行

■基幹相談支援センター

【P23, 46, 47, 58, 65, 66, 81, 100, 105, 113, 115, 117】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（１）総合的・専門的な相談支援の実施、（２）地域の相談支援体制の強化の取組、（３）地域移行・地域定着の促進の取組、（４）権利擁護・虐待の防止を行う。

本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置。

■高次脳機能障害 【P53, 81】

病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生じた、言語能力や記憶能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害のこと。外見からは分かりにくい障害で、当事者も自分の障害を説明することが難しいことがある。

■子ども発達支援センターあゆの子 【P25, 67, 125】

府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内において実施している、発達に遅れや偏りがある就学前の子どもに関する、発達相談、通園指導（児童発達支援）、外来グループ指導等。

サ行

■サービス等利用計画 【P82, 113】

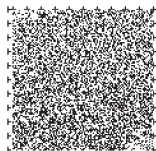
障害福祉サービス等の利用開始や継続に際し、利用者のニーズやサービス利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、適切なサービス利用を支援するために作成する計画を指す。

■事業継続計画（BCP） 【P92】

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、感染症、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画。

■児童発達支援センター 【P27, 50, 59, 65, 67, 94, 125, 129】

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援や、地域の障害児やその家族の相談支援及び障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。



■児童福祉法 【P5, 6, 24, 96, 124, 151】

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の全8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事業所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

■社会福祉協議会 【P46, 65, 70, 75, 83, 90, 136】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■住宅確保要配慮者 【P90】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の第2条において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と定められているほか、省令において、外国人、DV被害者などが定められている。

■障害者虐待防止センター 【P20, 45, 46, 65, 79, 80】

障害者虐待防止法（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）の第32条に基づいて設置され、障害者虐待に係る通報又は届出の受理や、養護者による障害のある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言を行う。

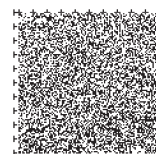
本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置。

■障害者差別解消支援地域協議会 【P64】

障害者差別解消法の第17条の第1項の規定により、地域における障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワーク。

■障害支援区分 【P115】

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）がある。各市町村に設置される審査会において、調査員による認定調査の内容、医師意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定するものである。



■障害者総合支援法 【P5, 6, 54, 85, 98, 149】

障害者総合支援法（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）では、これまで障害種別ごとに分かれていた福祉サービスを一元化し、難病患者等を含む全ての障害がある人が共通して利用できる仕組みとしており、地域で生活する障害のある人等がどこに住んでも利用できる自立支援給付（98, 99ページ参照）と、地方公共団体が地域の実情に合わせて柔軟に事業を展開できる地域生活支援事業（100, 101ページ参照）について定めている。また、国が定める基本指針に従い、地方公共団体が定める障害福祉計画に定期的な検証と見直しを法定化し、サービス基盤の計画的整備を義務付けている。

■障害者優先調達推進法 【P78】

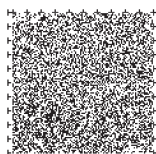
障害者優先調達推進法（「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害のある人の自立を促進することを目的としている。市町村等は、障害者就労支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じるよう努め、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表しなければならない。

■自立支援医療 【P30, 91】

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療がある。

■心身障害者福祉センター 【P45, 77, 86, 136, 143, 144】

心身障害者の文化教養の向上を図るとともにその社会参加と自立を助長することにより、心身障害者の福祉を増進するための施設。医療、療育、生活、職業等の相談及び指導に関することのほか、施設や図書の貸出等を行う。



■身体障害者手帳 【P12, 13, 17, 18, 30, 87】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定にもとづいて次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付される。

- (1) 視覚障害 1級から6級
- (2) 聴覚又は平衡機能の障害 2級から6級
- (3) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- (4) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
1級から6級
- (5) 肢体不自由（体幹機能障害）1級から3級・5級
- (6) 内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）
1級・3級・4級
内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害）1級から4級

■精神障害者保健福祉手帳 【P12, 15, 17, 30】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書もしくは障害年金の診断書をもとに判定され、等級は重い順に1級から3級までである。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

【P48, 57, 59, 91, 114, 141】

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

■成年後見制度

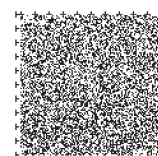
【P23, 33, 39, 40, 46, 56, 64, 79, 80, 100, 117】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

■相談支援事業所

【P29, 46, 65, 66, 81, 82, 94, 105, 113, 129】

相談支援事業所には、障害のある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、計画相談支援（100ページ参照）を行う「指定特定相談支援事業所」と、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援（99ページ参照）を行う「指定一般相談支援事業所」とがある。



夕行

■地域共生社会 【P70, 141】

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の「『地域共生社会』の実現に向けて」（平成29年2月7日）の中では、次のように記載されている。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

■地域自立支援協議会（自立支援協議会）

【P23, 28, 46, 48, 50, 73, 81, 82, 94, 100, 113, 117, 132, 133, 136, 137】

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行い、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で、サービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築するとともに、相談支援事業を効果的に実施することを目的とする。

■地域生活支援拠点等 【P27, 48, 59, 66, 89, 103】

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の特性や課題に応じて、地域で生活し続けるために必要な支援を整えること。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つである。

5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」があり、府中市は「面的整備型」を採用している。

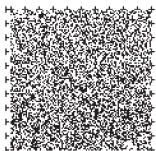
■地域生活支援センター 【P46, 47, 65, 105, 136】

障害のある人からの総合的な相談支援を行う「相談支援事業」と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する「地域活動支援センター事業」を受託している機関である。

本市の地域生活支援センターは、地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「ブラザ」、「ふらっと」の4か所である。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 【P46, 64, 80】

福祉サービスを利用したいがよく分からない、通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまうなどの困りごとがある高齢者や障害のある人等を対象に、福祉サービスの利用や金銭管理の援助を行う。



ナ行

■難病

【P16, 17, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 53, 81, 91, 95, 146】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）をいう。以前は、厚生労働省が定めた「難病対策要綱（昭和47年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

■ノーマライゼーション 【P28, 38, 42, 55, 58, 62, 70, 79】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

ハ行

■発達障害 【P2, 53, 81, 93, 116】

発達障害とは、脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さを持つ障害。子どもの頃に明らかになる場合が多いが、大人になってから気づかれることもある。

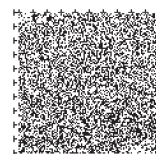
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

■バリアフリー 【P2, 3, 4, 28, 42, 52, 55, 58, 71, 76】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

■ピアカウンセリング 【P58, 82】

「ピア（peer）」とは、「仲間」という意味で、ピアカウンセリングは、障害のある人自身やその家族等が、自らの体験を生かして、相談を受けたり、情報提供したりすること。



■避難行動要支援者 【P57, 59, 91, 92, 150】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

■福祉エリア（日常生活圏域） 【P140】

地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効果的に展開するための地域の範囲のこと。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付けている。市内にある11の文化センター圏域を基礎としたエリアであり、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域である。

■福祉サービス第三者評価制度 【P74, 84】

福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的とした制度。

■福祉避難所 【P49, 57, 59, 91, 92】

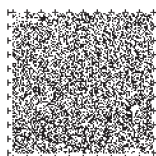
一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

※一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

■副籍制度 【P93】

特別支援学校に在籍する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校行事や地域行事等における直接的な交流や、学校・学級だよりの交換や作品・手紙などの交換・地域情報の提供等の間接的な交流を通じて、居住地域とのつながりの維持・継続を図る制度をいう。



■府中市福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例） 【P 6, 58, 71】

高齢者や障害のある人を含めた全ての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なる全ての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的として制定された条例。

■ペアレントトレーニング 【P 116】

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

■ペアレントプログラム 【P 116】

子どもや自分自身について「行動」を把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

■ペアレントメンター 【P 116】

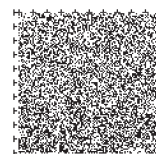
メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をし、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

マ行**■民生委員・児童委員 【P 95, 137, 145】**

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中・子育て中の人の相談・援助活動も行っている。

ヤ行**■ユニバーサルデザイン 【P 2】**

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるような生活環境その他の環境を作り上げることをいう。



■要約筆記 【P 23, 83, 100, 117, 118】

聴覚に障害のある人のためのコミュニケーション保障の手段のひとつで、話し手の話の内容をつかみ、それを筆記して、聴覚に障害のある人に伝達することをいう。ノートやホワイトボードに文字を書く筆談要約筆記、オーバーヘッドプロジェクター（OHP）を利用するOHP要約筆記、パソコンとプロジェクタを利用して音声情報をスクリーン上に提供するパソコン要約筆記等の方法がある。

ラ行

■ライフステージ 【P 39, 40, 46, 47, 50, 57, 67, 82, 93, 94】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

